

第 1 2 号議案

新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 3 月 3 日

新宮町長 桐 島 光 昭

理 由

新宮町特別職報酬等審議会から新宮町議会議員の報酬について改定する必要があるとの答申を受けたこと、及び新宮町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年新宮町条例第 1 9 号）が公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新宮町
条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

職名	議員報酬月額
議長	379,000円
副議長	311,000円
常任委員会委員長	297,000円
議会運営委員会委員長	297,000円
議員	289,000円

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

費用弁償額

鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、 宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当	日当 (1日につき)
新宮町職員等の旅費に関する条例（平成13年新宮町条 例第6号）の例による。	2,500円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する出張について適用し、同日前に出発する出張については、なお従前の例による。

(参考資料)

新宮町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年新宮町条例第32号）新旧対照表

改正後		改正前																									
(議員報酬) 第2条 議員の議員報酬は、次のとおりとする。		(議員報酬) 第2条 議員の議員報酬は、次のとおりとする。																									
<table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>議員報酬月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>議長</td><td>379,000円</td></tr><tr><td>副議長</td><td>311,000円</td></tr><tr><td>常任委員会委員長</td><td>297,000円</td></tr><tr><td>議会運営委員会委員長</td><td>297,000円</td></tr><tr><td>議員</td><td>289,000円</td></tr></tbody></table>	職名	議員報酬月額	議長	379,000円	副議長	311,000円	常任委員会委員長	297,000円	議会運営委員会委員長	297,000円	議員	289,000円		<table border="1"><thead><tr><th>職名</th><th>議員報酬月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>議長</td><td>346,000円</td></tr><tr><td>副議長</td><td>283,000円</td></tr><tr><td>常任委員会委員長</td><td>271,000円</td></tr><tr><td>議員</td><td>264,000円</td></tr></tbody></table>	職名	議員報酬月額	議長	346,000円	副議長	283,000円	常任委員会委員長	271,000円	議員	264,000円			
職名	議員報酬月額																										
議長	379,000円																										
副議長	311,000円																										
常任委員会委員長	297,000円																										
議会運営委員会委員長	297,000円																										
議員	289,000円																										
職名	議員報酬月額																										
議長	346,000円																										
副議長	283,000円																										
常任委員会委員長	271,000円																										
議員	264,000円																										
別表（第3条関係） 費用弁償額		別表（第3条関係） 費用弁償額																									
<u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当</u>	<u>日当</u> <u>(1日につき)</u>	<u>鉄道賃</u> <u>船賃</u> <u>航空賃</u>	<u>車賃</u> <u>(1キロメートルにつき)</u>	<u>宿泊料</u> <u>(1夜につき)</u>	<u>日当</u> <u>(1日につき)</u>																						
<u>新宮町職員等の旅費に関する条例(平成13年新宮町条例第6号)の例による。</u>	<u>2,500円</u>	<u>新宮町職員等の旅費に関する条例(平成13年新宮町条例第6号)の例による。</u>	<u>37円</u>	<u>13,100円</u>	<u>2,500円</u>																						